

確定申告義務のある人

POINT

確定申告義務のある人は自ら確定申告書を税務署に提出し、納税額がある場合には納付しなければなりません。

(サラリーマンの税の取扱いについては [P.51](#))

1 確定申告義務のある人 (給与所得者以外)

次に該当する場合に確定申告義務があります。

①納税すべき税額が算出される場合。すなわち、総所得金額と分離課税が適用される所得金額との合計額が所得控除の合計額を超え、その超える所得金額に税率を乗じて計算した所得税の額が配当控除額を超える場合。

ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下(全ての公的年金等が源泉徴収の対象となっている場合に限る)であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告をしなくても良いこととされています(年金受給者の申告の取扱いについては [P.75](#))。

②譲渡所得の特例や住宅ローン控除、外国税額控除などの適用を受ける場合(納税すべき税額がゼロであっても、確定申告が必要です)。

2 確定申告書の様式

2022年分の申告から、確定申告書Aと確定申告書Bの区分はなくなり、申告書第一表および第二表の様式が統一されました [P.24](#)。

3 申告期限

所得税の計算期間の年の翌年2月16日から3月15日までに、確定申告書を所轄の税務署に提出しなければなりません。

なお、提出する確定申告書が、還付を受けるための確定申告書である場合には、翌年1月1日から5年間提出することができます。

確定申告すれば還付を受けられる人(給与所得者以外)

POINT

確定申告義務がない人でも、確定申告を行うことにより税金の還付を受けることができます。

1 確定申告すれば還付を受けられる人

次に該当する場合、確定申告を行うことにより税金の還付を受けることができます。

- ①その年の所得税額よりも源泉徴収税額の方が大きい場合。
- ②第1期分および第2期分の予定納税額 **P.38** の合計額が申告納税額(その年の所得税額から源泉徴収税額を控除した金額)より大きい場合など。

2 確定申告書の様式

還付申告に使用する確定申告書の様式は、通常の確定申告書と同じです。

3 申告期限

還付を受けるための確定申告書の提出期限は決まっていますが、所得税の計算期間となった年の翌年1月1日から5年以内に確定申告書を提出する必要があります。

5年を過ぎると還付請求権は時効により消滅し、税金の還付を受けることができません。

確定損失申告をすることができる人

POINT

その年の翌年以降に純損失もしくは雑損失の繰越控除を受けるために、または純損失の繰戻し還付を受けるために、確定損失申告をすることができます。

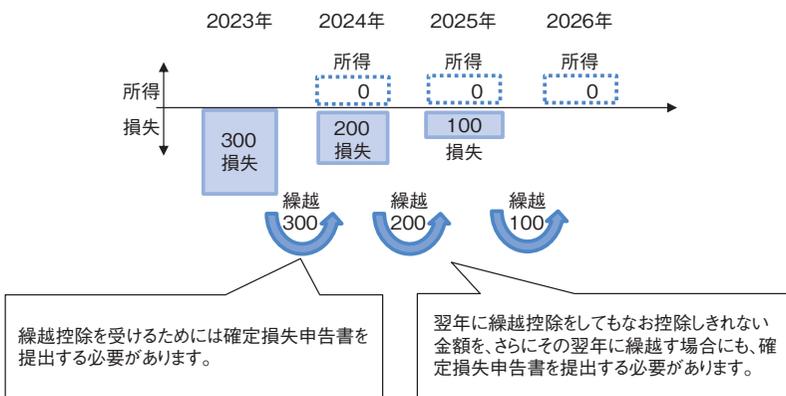
1 確定損失申告をすることができる人

① 損失の繰越控除

次の(イ)(ロ)に該当する場合は、その年の翌年以降に純損失もしくは雑損失の繰越控除を受けるための確定損失申告書を提出することができます。(イ)(ロ)のいずれの場合もその年の所得は赤字ですので、本来であれば確定申告をする必要はありませんが、確定損失申告書を提出することで、その年に生じた損失を翌年以降3年間繰越すことができます。

損失の繰越控除

前提:2023年に損失300が発生、2024年以降は各年に所得が100ずつ発生すると仮定。



(イ) 純損失の繰越控除

青色申告を選択している人で、その年において損益通算をしても、なお控除しきれない金額(純損失の金額)がある場合。

なお、白色申告を選択している場合には、純損失の金額のうち、一定のものに限ります。

(ロ) 雑損失の繰越控除

その年において雑損控除 **P.18** をした後も、なお控除しきれない雑損失の金額がある場合。

※ 上場株式等の売却損を翌年に繰越すための申告については **P.112**

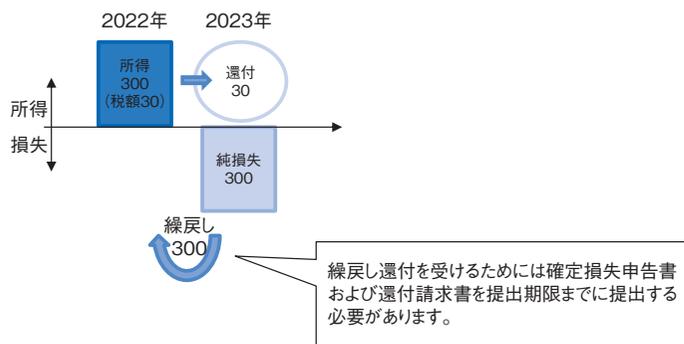
② 純損失の繰戻し還付

青色申告を選択している人で、純損失の金額が生じた場合には、「純損失の繰越控除」の適用を受ける代わりに「純損失の繰戻し還付」を受けることができます。

これは、純損失の金額を前年に繰戻して、前年に納めた税金を返してもらう（還付を受ける）制度です。純損失が生じた年の前年分において青色申告書を提出している場合に限り認められます。

純損失の繰戻し還付

前提：2022年に所得が300（税額30）、2023年に純損失が300発生すると仮定。



2 確定損失申告書の様式

確定申告書第一表および第二表と第四表（損失申告用）を使用します。
繰戻し還付を受ける場合には、還付請求書も提出する必要があります。

3 申告期限

所得税の計算期間の年の翌年2月16日から3月15日までに、確定損失申告書を所轄の税務署に提出しなければなりません（確定申告義務のある人の申告期限と同じです）。

所得税の納付

POINT

所得税の納付期限は翌年の3月15日(申告期限と同じ)です。

1 納付期限

所得が生じた年の翌年の3月15日(申告期限)までに納付しなければなりません。

2 納付方法**①窓口納付**

金融機関または税務署の窓口で納付書とともに現金で支払います。

納付金額が30万円以下であれば、バーコード付納付書やQRコードによりコンビニエンスストアで納付することもできます。納付手続きを終えると領収証書等が発行されます。

②口座振替

金融機関の口座振替により納付することもできます。

口座振替を利用すると、税金の口座振替日は、確定申告書の提出期限である3月15日ではなく、約1ヶ月後の4月中旬となります。この場合、利子税等はありません。納付手続き完了後は、以下の対応となります。

(イ)e-Taxを利用して申告を行っている場合には、e-Taxホームページの「振替納税結果」メニューから振替納税結果を確認することができます。

(ロ)書面による証明が必要な場合には、税務署にて口座振替がなされた旨の証明を行います。

③電子納税

自宅やオフィスからインターネット経由などで納税することができます。ただし、領収証書は発行されません。電子納税を利用するためには事前に開始届出書の提出が必要です。納税方法にはダイレクト納付と、インターネットバンキング等を利用して納付する方法があります。ダイレクト納付を利用する場合は、事前に税務署にダイレクト納付利用届出書を提出することが必要となります。

④クレジットカード納付

インターネット上のクレジットカード支払機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者(トヨタファイナンス株式会社)へ、国税の立替払いを委託することにより国税を納付することができます(1度の手続で1,000万円未満まで)。ただし、納付受託者に対して決済手数料を支払う必要があります。また、電子納税と同様に領収書は発行されません。

3 予定納税

① 予定納税の対象者

予定納税は、その年の5月15日現在において確定した前年分の課税総所得金額（臨時に発生する一時所得、譲渡所得等は除かれます。つまり、経常的に発生する所得に限定されます。）を基に計算した所得税額が15万円以上となる人が対象です。

② 支払金額と支払時期

前年分の課税総所得金額を基に算出した所得税額（「予定納税基準額」といいます）の3分の1相当額を2回（第1期・第2期）支払います。なお、予定納税額については所轄の税務署長から通知がきます。

納期		納税額
第1期	7月1日～7月31日	予定納税基準額×1/3
第2期	11月1日～11月30日	予定納税基準額×1/3

4 延納

納税額の2分の1以上をその納期限（3月15日）までに納付し、延納届出書を提出した場合には、残額の納付を5月31日まで延期することができます。ただし、この場合には利子税がかかります。

POINT

国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用することにより、自宅や会計事務所からインターネットを利用して申告や申請・届出などをすることができます。

1 事前準備

①電子証明書の取得

申告等のデータに電子署名を行うため、マイナンバーカード、あるいは、電子証明書を事前に取得する必要があります。なお、税理士等が納税者の代理で電子申告を行う場合は、税理士等の電子署名で申告できますので、納税者は電子証明書の取得なしでも電子申告できます。

②電子申告・納税等開始(変更等)届出書の提出

電子申告・納税等開始(変更等)届出書を、事前に納税地を所轄する税務署長に提出し、利用者識別番号および暗証番号を取得する必要があります。

2 申告

e-Taxを利用して申告を行う場合、e-Tax専用のソフトを利用するか、国税庁のホームページで提供している「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成します。

「確定申告書等作成コーナー」は、スマートフォンでも利用できます。

3 「確定申告書の添付書類」の提出省略等

① 提出または提示の省略が可能な書類

e-Taxを利用して確定申告を行う場合、次の書類については、その記載内容を入力して送信することにより、その書類の提出または提示を省略することができます。

提出または提示を省略できる確定申告の添付書類

書類の種類	
・ 医療費等の領収書	・ 寄附金控除の証明書
・ 社会保険料控除の証明書	・ 住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高等証明書 (適用2年目以降のもの)
・ 生命保険料控除・地震保険料控除の証明書	

なお、2019年4月1日以後、次の書類については、申告書の提出の際に、提出又は提示が不要となりました。

- ・ 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ・ オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書、配当等とみなされる金額の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書
- ・ 特定割引債の償還金の支払通知書
- ・ 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例を適用する際の相続税額等を記載した書類

② イメージデータによる提出が可能な書類

e-Taxを利用して申告・申請を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類(住宅ローン控除等を適用する際の登記事項証明書など)について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)により提出することができます。

ただし、①の書類および「収支内訳書」「青色申告決算書」など電子データ(XML形式)により提出が可能な添付書類については、イメージデータによる提出ができません。

③ 原本の保管義務

①により提出または提示を省略した書類の原本については、原則として確定申告期限から5年間の保管義務があります。税務署長からこれらの書類の提出または提示を求められた場合でこれに応じなかったときは、申告書・申請書の提出に際して、その書類は提示または添付されていなかったこととなります。また②のイメージデータにより提出した書類については、原本の保存は不要です。

4 納付

ダイレクト納付、インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMおよびクレジットカードにより納付できます。

納付方法

納税方法		内容	手続可能な税目	納付手段
ダイレクト納付		事前に税務署に届出等をしており、e-Tax を利用して電子申告または納付情報登録をした後に、届出をした預貯金口座からの振替により、即時または期日を指定して電子納税を行う方法。	全税目	届出をした預貯金口座からの振替
インターネットバンキング等を利用して納付	登録方式	e-Tax ソフト等を使用して納付情報データを作成し、e-Tax に登録することにより、登録した納付情報に対応する納付区分番号を取得して電子納税を行う方法。	全税目	インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM
	入力方式	e-Tax に納付情報のデータの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号として納税者自身で納付目的コードを作成して電子納税を行う方法。	申告所得税、申告所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、法人税、復興特別法人税、地方法人税	
クレジットカード納付		国税庁長官が指定した納付受託者が運営する「国税クレジットカードお支払サイト」での手続により、納付受託者へ国税の納付の立替払いを委託する方法（納付手続ごとの利用可能額は1,000万円未満、かつクレジットカードの決済可能額まで）。	関税、とん税、特別とん税を除いた全税目	クレジットカード（一括払い・分割払い・リボ払い）

※クレジットカード納付方式は、納付受託者に対して決済手数料を支払う必要があります。決済手数料は、納付税額が最初の1万円までは76円（税抜）、以後1万円を超えるごとに同額を加算した金額となります。また、分割払い・リボ払いは、ご利用されるクレジットカードにより選択できない場合や、別途手数料が発生する場合があります。ご利用される際は、あらかじめカード会社へお問い合わせ下さい。

財産債務調書・国外財産調書

1 財産債務調書

POINT

その年の所得が2,000万円を超える人で、その年の12月31日において「3億円以上の財産」または「1億円以上の国外転出時課税の対象となる有価証券等」を有する人、もしくは所得にかかわらず「10億円以上の財産」を有する人は当該財産の種類、数量および価額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を税務署に提出しなければなりません。なお、有価証券等については取得価額も併記します。

①提出期限

その年の12月31日の財産債務について記載した財産債務調書を、翌年6月30日までに税務署長に提出しなければなりません。

②財産債務調書の提出を促進するための措置

(イ)所得税及び復興特別所得税

財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産債務に関して所得税等の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%減額されます。また、財産債務調書の提出期限内の提出がない場合または記載すべき財産債務の記載がない場合に、その財産債務に関して所得税等の申告漏れ(死亡した方に係るものを除きます)が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

(ロ)相続税

次のいずれかの財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産債務に関して相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。なお、加重措置はありません。

- ①被相続人の相続開始年の前年分の財産債務調書
- ②相続人の相続開始年の年分の財産債務調書
- ③相続人の相続開始年の翌年分の財産債務調書

③その他の留意点

- ・ 国外財産調書に記載した国外財産は、「財産債務調書」に記載する必要はありません。
- ・ 財産債務調書には、個人番号(マイナンバー)を記載する必要があります。
- ・ 相続人が有する相続財産については、相続開始年分の財産債務調書についてのみ、記載を省略することができます。提出義務の判定も、相続財産を除外して判定できます。

<財産債務調書の例>

令和XX年12月31日分 財産債務調書

財産債務を有する者		住所 〔又は事業所、事務所、居所など〕	〇〇市〇〇町1-1-3									
氏名		〇〇〇〇〇 (電話) XXX-XXX-XXXX										
個人番号		X X X X X X X X X X X X										
財産債務の区分	種類	用途	所在	数量	(上段は有価証券等の取得価額) 財産の価額又は債務の金額	備考	地所数	面積	戸数	床面積	金融機関の所在地、名称および支店名を記入します。	
土地		一般用	東京都千代田区〇〇1-1	① 250㎡	240,000,000円							
建物		一般用	東京都千代田区〇〇1-1	① 180㎡	90,000,000							
建物		事業用	東京都港区〇〇2-2	1 75㎡	60,000,000	土地を含む						
			建物計		(150,000,000)							
有価証券	上場株式(A社)	一般用	〇〇証券〇〇支店		500,000 10,000,000							
有価証券	上場株式(B社)	一般用	〇〇証券〇〇支店		5,500,000 12,000,000							
			有価証券計		(22,000,000)							
匿名組合契約の出資		一般用	東京都大田区〇〇3-3 株式会社 C	100口	10,000,000 12,000,000							
預貯金	普通預金	事業用 一般用	〇〇銀行〇〇支店		20,000,000							
預貯金	定期預金	事業用 一般用	〇〇銀行〇〇支店		35,000,000							
			預貯金計		(55,000,000)							
貴金属	ダイヤモンド	一般用	東京都千代田区〇〇1-1	3個	6,500,000							
その他の動産	家庭用財産	一般用	東京都千代田区〇〇1-1	20個	3,000,000							
借入金		事業用	〇〇銀行〇〇支店		28,000,000							
その他の債務	保証金	事業用	東京都港区〇〇2-2 株式会社 D		800,000							
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 (うち国外転出特例対象財産の合計額()円)												
財産の価額の合計額		488,500,000		債務の金額の合計額		28,800,000						
(摘要)												

(1) 枚のうち1枚目

※上記の例は2023年1月1日以後に提出する財産債務調書の様式を想定して作成しております。実際の様式・記載要領については、国税庁のホームページ等でご確認ください。

FAQ

財産債務調書の提出制度の留意点

1. 所得2,000万円超の判定について

Q 所得2,000万円超はどのように判定するのか。確定申告の必要のない源泉徴収ありの特定口座内の取引も対象となるのか。

A 確定申告の対象となる総所得金額、山林所得金額、退職所得金額以外の申告分離課税の所得金額の合計金額で判定します。源泉徴収ありの特定口座内の取引は、その取引に係る所得について確定申告をしない場合は所得の判定に含めません。

Q 所得の判定の際に、損失の繰越控除や特別控除は所得から控除できるのか。

A 各種繰越控除や、申告分離課税に係る特別控除については、それらを所得から控除した金額で判定を行います。

2. 有価証券関連について

Q 財産価額が3億円以上であるかどうかの判定を行うにあたり含み損のある信用取引があった場合、どのようにして金額の判定を行うのか。

A 3億円の判定は、年末に決済したとみなして算出した額をもとに行います。その価額がマイナスの場合は、他の財産の価額と通算して判定を行います。

Q 特定口座内で保有する上場株式等の記載方法はどのようにすればよいのか。

A 証券会社ごとに株式、公社債、投資信託等の別に一括して価額および取得価額を記載します。
投資一任契約による取引で取得した有価証券も、特定口座内で保有しているものは、例えば投資信託であれば、証券会社ごとに各銘柄を一括して価額および取得価額を記載します。

Q

証券会社に預けているもの以外で有価証券等に入るものにはどのようなものがあるのか。

A

例えば未上場の株式、その他法人の出資者の持分、医療法人の持分、匿名組合契約の出資の持分などがあります。

3. その他の記載方法について

Q

不動産の見積価額はどのように算定すればよいのか。

A

土地・家屋はその年の固定資産税評価額により評価します。

Q

書画骨とうおよび美術工芸品はどのように算定すればよいのか。

A

その年の年末における売買実例価額、それがない場合で翌年において調書の提出時まで譲渡した場合その価額、それもない場合は取得価額により算定します。

2 国外財産調書

POINT

その年の12月31日において、5,000万円を超える国外財産を有する居住者（非永住者を除きます）は、当該財産の種類・数量および価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を税務署に提出しなければなりません。

①提出期限

その年の12月31日の国外財産について記載した国外財産調書を、翌年の6月30日までに税務署長に提出しなければなりません。

②国外財産の判定

財産の所在が国外かどうかにより判定します。

財産の所在の判定

財産の種類		所在の判定
動産		その動産の所在
不動産または不動産の上に存する権利		その不動産の所在
船舶または航空機		船籍または航空機の登録をした機関の所在
金融機関に対する預金、貯金、積金または寄託金		その受入れをした営業所または事業所の所在
保険金（保険の契約に関する権利を含む。）		その保険の契約に係る保険会社等の本店等または主たる事務所の所在
有価証券等	貸付金債権	その債務者の住所または本店もしくは主たる事務所の所在※
	社債、株式、法人に対する出資または外国預託証券	その社債もしくは株式の発行人、その出資のされている法人または外国預託証券に係る株式の発行人の本店または主たる事務所の所在※
	集団投資信託または法人課税信託に関する権利	これらの信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在※
	国債または地方債	この法律の施行地（国内）※
	外国または外国の地方公共団体その他これに準ずるものの発行する公債	その外国※
	抵当証券またはオプションを表示する証券もしくはは証券	左記の有価証券の発行者の本店または主たる事務所の所在※
	組合契約等に基づく出資	左記の組合契約等に基づいて事業を行う主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在※
	信託に関する権利	その信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在※

※証券会社等に預託・保管の委託をしているものは、当該証券会社等の口座が開設されている営業所等の所在となります。
 なお、国外にある金融機関の営業所等に開設された口座において管理されている国内有価証券等（本店または主たる事務所が国内に所在する法人が発行する有価証券）は、国外財産調書の対象となりますが、国内にある金融機関の営業所等に開設された口座において管理されている国外有価証券等（本店または主たる事務所が国外に所在する法人が発行する有価証券）は、国外財産調書の対象外となります。

③ 国外財産調書の提出を促進するための措置

(イ) 所得税及び復興特別所得税

国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税等の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%減額されます。また、国外財産調書の提出期限内の提出がない場合または記載すべき国外財産の記載がない場合に、その国外財産に関して所得税等の申告漏れ(死亡した方に係るものを除きます)が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

(ロ) 相続税

次のいずれかの国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある相続国外財産に関して相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。また、いずれの国外財産調書も提出期限内の提出がない場合またはいずれの国外財産調書にも記載すべき相続国外財産の記載がない場合に、その相続国外財産に関して相続税の申告漏れが生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

- ① 被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書
- ② 相続人の相続開始年の年分の国外財産調書
- ③ 相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

(ハ) 国外財産調書に虚偽記載があった場合または正当な理由なく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処されることがあります。

④ その他の留意点

- ・ 国外財産調書には、個人番号(マイナンバー)を記載する必要があります。
- ・ 相続人が有する相続国外財産については、相続開始年分の国外財産調書についてのみ、記載を省略することができます。提出義務の判定も、相続国外財産を除外して判定できます。

<国外財産調書の例>

令和 XX 年 12 月 31 日分 国外財産調書

国外財産を有する者		住所 〔又は事業所、事務所、居所など〕	〇〇市〇〇町 1-1-3									
		氏名	〇 〇 〇 〇 (電話) XXX-XXX-XXXX									
		個人番号	X X X X X X X X X X X X									
国外財産の区分	種類	用途	所在地	数量	価額	備考	地所数	面積	戸数	床面積	金融機関の所在地、名称および支店名を記入します。	債務者の氏名または名称および住所を記入します。
土地		事業用	アメリカ〇〇州△△XX通り 100	① 200 m ²	55,000,000							
建物		事業用	アメリカ〇〇州△△XX通り 200	① 150 m ²	90,000,000							
〃		一般用	オーストラリア△△州〇〇市XX通り 300	1 200 m ²	60,000,000	土地を含む						
					(150,000,000)							
預貯金	普通預金	事業用	カナダ〇〇州△△XX通り 10 (XX銀行〇〇支店)		55,667,889							
〃	定期預金	一般用	オーストラリア△△州〇〇市XX通り 20 (〇〇銀行△△支店)		20,000,000							
					(75,667,889)							
有価証券	株式 (〇〇Inc)	一般用	アメリカ△△州〇〇市XX通り 200 (〇〇 securities, Inc.)	10,000 株	4,000,000							
貸付金		一般用	カナダ〇〇市XX通り 100 (Cxxx D. Yxxxx)		25,000,000							
合 計 額					309,667,889							
(摘要)												

(1) 枚のうち (1) 枚目

※上記の例は2023年1月1日以後に提出する国外財産調書の様式を想定して作成しております。実際の様式・記載要領については、国税庁のホームページ等でご確認ください。

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置の創設

1 内容

2023年度税制改正において、極めて高い水準にある高所得者層に対する負担の適正化のための措置が創設されました。

給与等は高額になるほど税率が上がる累進課税制度が適用され、一方、株式や土地建物等の譲渡所得に対する税率は一定の場合を除き、一律15%となります。

高所得者層ほど所得に占める株式等や土地建物の譲渡所得の割合が高いことから、高所得者層で税負担率が低下するという、いわゆる「1億円の壁」是正が創設の背景にあります。

これは、その年の「基準所得金額（申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額）」から3.3億円を差し引き、22.5%を乗じた金額が基準所得税額を上回る場合に、その差額分に対して申告・納税が必要になるという制度です。

2 適用要件等

- (1) $(\text{基準所得金額}^{*1,2} - 3\text{億}3,000\text{万円}) \times 22.5\%$
- (2) 基準所得税額^{*3}

(1)が(2)を超える場合に、その超える金額に相当する所得税が課されます。

*1 その年分の所得税について、申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額のことを指します。申告不要制度は、①確定申告を要しない配当所得等の特例と②確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例を指します。

*2 源泉分離課税の対象となる所得金額は、NISA制度及び特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の非課税金額は基準所得金額の対象外となります。

*3 その年分の基準所得金額に係る所得税の額（外国税額控除等を適用しない場合の所得税の額）を指します。

3 適用時期

2025年分の所得から適用されます。

申告に誤りがあった場合の手続き

POINT

申告に誤りがあった場合、それを訂正するための手続きとして、「修正申告」と「更正の請求」があります。

1 税額が不足だった場合 (修正申告)

確定申告書に記載した税額に不足があった場合、税務署から申告税額の更正を受けるまでは、納税者は修正申告をすることができます。

この場合には、納付が遅れたことに伴う延滞税や過少申告加算税などがかかります。

ただし、税務署から調査の通知を受ける前に自らの判断で修正申告をした場合には、過少申告加算税はかかりません。

2 税額が過大だった場合 (更正の請求)

確定申告書に記載した税額が過大だった場合、原則として申告期限から5年以内に限り、「更正の請求」の手続きをとることにより納め過ぎた税額を返してもらうことができます。

また、納め過ぎた税金に関する利息相当分として還付加算金をあわせて受取ることがありますが、この還付加算金は受取った年の確定申告において雑所得になりますので、注意が必要です。